



住所

フリガナ氏名

所号

ガナ名

番号

一連番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特 例 適 用 条 文											
法			条			項			号		
所法	措法	震法		条の			項			号	
所法	措法	震法		条の			項			号	
所法	措法	震法		条の			項			号	

(単位は円)											
収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分	①							
		軽減分	②								
		長期譲渡	一般分	③							
		特定分	④								
		軽減分	⑤								
		株式等の譲渡	未公開分	⑥							
		上場分	⑦								
		上場株式等の配当	⑧								
		先物取引	⑨								
		山林	⑩								
所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分	⑪							
		軽減分	⑫								
		長期譲渡	一般分	⑬							
		特定分	⑭								
		軽減分	⑮								
		株式等の譲渡	未公開分	⑯							
		上場分	⑰								
		上場株式等の配当	⑱								
		先物取引	⑲								
		山林	⑳								
税金の計算	課税される所得金額	総合課税の合計額 (申告書B第一表の㉑)	①								
		所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の㉒)	㉓								
		⑨ 対応分	㉔								
		㉕ ㉖ 対応分	㉕								
		㉗ ㉘ ㉙ 対応分	㉗								
		㉚ ㉛ 対応分	㉚								
		㉜ 対応分	㉜								
		㉝ 対応分	㉝								
		㉞ 対応分	㉞								
		㉟ 対応分	㉟								

税金の計算	税額	㊦ 対応分	㊧								
		㊨ 対応分	㊨								
		㊩ 対応分	㊩								
		㊪ 対応分	㊪								
		㊫ 対応分	㊫								
		㊬ 対応分	㊬								
		㊭ 対応分	㊭								
		㊮ 対応分	㊮								
		㊯ 対応分	㊯								
		㊰から㊱までの合計 (申告書B第一表の㊲に転記)	㊰								
その他	株式等	本年分の㊲、㊳から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㊴								
	配当	本年分の㊴から差し引く繰越損失額	㊵								
	先物取引	本年分の㊵から差し引く繰越損失額	㊶								
		翌年以後に繰り越される損失の金額	㊷								
			㊸								

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項				
区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 －必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		合計	㊹	

○ 分離課税の上場株式等の配当所得に関する事項			
種目・所得の生ずる場所	収入金額	負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項		
所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

整理欄

A

B

C

申告等年月日

D

E

F

通算

取得期限

特例期間

資産

入力

申告区分

控

住所
フリガナ氏名

番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特 例 適 用 条 文									
法				条				項	号
所法	措法	震法		条の		の		項	号
所法	措法	震法		条の		の		項	号
所法	措法	震法		条の		の		項	号

(単位は円)									
収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分	シ					
		軽減分	ス						
		長期譲渡	一般分	セ					
		特定分	ソ						
		軽減分	タ						
		株式等の譲渡	未公開分	チ					
		上場分	ツ						
		上場株式等の配当	テ						
		先物取引	ト						
		山林	ナ						
所得金額	分離課税	退職	ニ						
		短期譲渡	一般分	59					
		軽減分	60						
		長期譲渡	一般分	61					
		特定分	62						
		軽減分	63						
		株式等の譲渡	未公開分	64					
		上場分	65						
		上場株式等の配当	66						
		先物取引	67						
税金の計算	税	山林	68						
		退職	69						
		総合課税の合計額 (申告書B第一表の⑨)	⑨						
		所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の㉔)	㉔						
		⑨ 対応分	70					0	0
		59 60 対応分	71					0	0
		61 62 63 対応分	72					0	0
		64 65 対応分	73					0	0
		66 対応分	74					0	0
		67 対応分	75					0	0
	課税される所得金額	68 対応分	76					0	0
		69 対応分	77					0	0

税金の計算	税	⑦⑩ 対応分	⑦8						
		⑦① 対応分	⑦9						
		⑦② 対応分	⑧0						
		⑦③ 対応分	⑧①						
		⑦④ 対応分	⑧②						
		⑦⑤ 対応分	⑧③						
		⑦⑥ 対応分	⑧④						
		⑦⑦ 対応分	⑧⑤						
		⑦8から⑧5までの合計 (申告書B第一表の㉔に転記)	⑧6						
その他の	株式等	本年分の⑥④、⑥⑤から 差し引く繰越損失額	⑧7						
		翌年以後に繰り越される 損失の金額	⑧8						
		本年分の⑥⑥から 差し引く繰越損失額	⑧9						
		本年分の⑥⑦から 差し引く繰越損失額	⑨0						
		翌年以後に繰り越される 損失の金額	⑨①						

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項				
区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 ー必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		合 計	⑨②	

○ 分離課税の上場株式等の配当所得に関する事項			
種目・所得の 生ずる場所	収入金額	負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項		
所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円